

平成 2 7 年度
第 1 2 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 3 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第12回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年3月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 20人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 無し

農業委員会事務局等出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 藤澤 英宣
- 主任主事 穴吹 一雄
- 農林水産課 主査 寺川 泰裕

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 競売買受適格証明願について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第14号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見決定について

報告第1 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

報告第2 平成28年4月以降の農地転用許可申請スケジュール等について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第12回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中17人で、部会は成立しております。なお、三笠委員、妻鹿委員、藤原委員からは、遅れて出席するとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は8番小山委員、9番横井委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用に供するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権5番のとおりです。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番と5番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2ページをお開きください。

8番と9番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番は、賃借人の事情により残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

11番は、賃貸人が転用に供するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第5条第1項の規定によ

る許可申請使用貸借 9 番のとおりです。

12番は、賃貸人が隣接農地所有者と土地整形のための相互交換を行うことから農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権11番と関連しています。

13番は、賃貸人が転用に供するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用内容は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権41番のとおりです。

14番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

15番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

16番は、賃貸人が別の農家に譲り渡すため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

3 ページをお開きください。

1 番は、借人が健康上の理由で返還したものです。

2 番は、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請 1 番及び同項の規定による許可申請所有権 6 番のとおりです。

3 番も、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

4 番は、貸人が農地を交換するため返還を受けたものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 3 番と関連しています。

5 番は、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

6 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

7 番は、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 3 番の 2 及び 3 番の 3 のとおりです。

8 番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

4 ページをお開きください。

9 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請10番のとおりです。

10番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

11番から13番までは、借人が労力不足のため返還したものです。

14番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

15番は、借人が労力不足のため返還したものです。

16番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

17番は、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借13番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について16件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して小山委員から説明をお願いします。

小山委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

昨日実施しました特別現地調査の委員は、高砂農地部会長を始め横井委員、森口委員と、私、小山の4名でした。

それでは、別紙の農地法第4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松南警察署西300メートルに在り、様々な診療科クリニックが集集する医療モールの駐車場が手狭なことに加え、新たなクリニックが入所予定で駐車場が不足するため、近接する申請地を医療モールへの露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に接し、また、県道太田上町・志度線にも近接し交通の利便性が良く車両の出入りも容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用宅地等が316.25平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立川添小学校北東300メートルに在り、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを648枚、18基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は健康上の理由で農業経営が困難となったことから、長期にわたり安定した収入を得るため自宅に近く設備の維

持管理が容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成26年2月21日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同年12月25日に受け付けられており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上するため農道を拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が7.39平方メートルあります。

2番も、農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上するため農道を拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできてお

り、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が464.78平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせて500平方メートルを超えていますが、申請地の隣接に農地は無く、超過面積が44.78平方メートルで、農業上利用しがたい狭小残地であり問題は有りません。

7番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

8番は、貸住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年12月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が225.32平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自

ら経営する共同住宅を拡張するもので、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和34年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が615.76平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6 ページをお開きください。

13番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、発電出力38.7キロワット、パネル1枚の面積約1.28平方メートルを168枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成27年12月26日に締結され、既に造成・設置済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線に面し交通の利便性が良く、周辺は教育施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅

の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が228.52平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、近隣住民等の借入要望があったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年3月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が116平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、発電出力38.5キロワット、パネル1枚の面積約1.67平方メートルを224枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅から離れて耕作不便であったもので、主要地方道円座・香南線に面し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年11月13日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番も、発電出力44キロワット、パネル1枚の面積約1.67平方メートルを175枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、労力不足からやむを得ず耕作放棄状態となっており、その有効活用が図られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月31日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番も、発電出力47.2キロワット、パネル1枚の面積約1.6平方メートルを192枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成27年10月20日に締結されており、転用の確実性

が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自ら経営する共同住宅を拡張するもので、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が635.74平方メートル有ります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

湊 委 員 議長——15番。

議 長 15番——湊委員。

湊 委 員 14番と18番の案件についてですが、発電出力が同じなのに太陽光パネルの枚数にかなり差がある理由をお伺いしたい。

川西農政課長 パネルの性能や規格は、メーカーによって差があります。それぞれの申請書に添付されている性能等を表示した書類や経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書とも照合しておりますが、齟齬はありませんでしたので御理解をお願いします。

湊 委 員 分かりました。

議 長 他に御質問等は有りませんか。

片山委員 議長——2番。

議 長 2番——片山委員。

片山委員 1番と2番の案件についてですが、転用目的が農道となっておりますが、土地改良事業との関係はどうなっているのでしょうか。

多田農地係長 土地改良事業の事業認可は受けておりません。個人で農道を拡幅したものです。

片山委員 農道であっても不特定多数が通行すると思われますが、何か税制上の措置はあるのでしょうか。所有者が負担するのはおかしいのではないかと、公衆用道路として免税（固定資産税）すべきと私は考えますが、いかがですか。

川西農政課長 片山委員さんも御存知のとおり、農地の保全のために使う農業用施設は面積要件なく許可不要です。本件は、申請人が自分の農地を耕作するために使用する農道ですから許可不要で、地目を変えたいということなら非農地証明を取ればいい案件ですが、申請者がそのことを知らなかったのか、4条申請が提出されたものです。事前に

相談があればそのようにお答えするのですが、申請書が提出されたものは申請者のスケジュールの都合もあるでしょうから返却して再提出をさせるなどはせずに受理しています。

お尋ねのことですが、本件は、公衆用道路に地目を変更する目的をもって申請されたものと思われ、片山委員さんの御意向のようになるものと考えられます。

片山委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

議長 他に御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成25年11月29日付けで2階建10棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、土地売買契約解除に伴う転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1 番は、平成27年 4 月20日付けで 2 階建21棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、申請地のうち、2 区画を整形し、隣接農地の進入路を新たに設けるため事業計画変更申請するものです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 6 番に関連しています。

10ページをお開きください。

2 番は、平成25年 1 月29日付けで分譲住宅 2 階建12棟として転用許可を受けていましたが、1 区画 1 棟が未完了のため工事完了日を30年 2 月15日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

3 番は、平成26年 9 月26日付けで建設残土による農地造成をするため残土置場用地として一時転用許可を得ていましたが、完了日までに完了しなかったことから工事完了日を29年 9 月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

4 番は、平成17年 7 月22日付けで分譲住宅 2 階建 2 棟の許可を得て着手しましたが買い手が付かず、24年 2 月10日に工事完了日延長の事業計画変更承認を受けたものの未だに販売の見込みが立たない状態のところ、隣接地の建設業者から露天資材・車両置場として利用申込みがあったことから、事業内容と工事完了日を28年 3 月31日に変更するため事業計画変更申請するものです。なお、申請地の一部が既に転用されているため始末書を徴収しております。

以上、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 4 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して引き続いて小山委員に、それから横井委員、森口委員に順次説明をお願いします。

小山委員 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

まず、所有権の案件であります。

別紙の農地法第 5 条特別議案書 1 ページを御覧ください。

1 番の申請地は、高松市多肥出張所南東600メートルに在り、2 階建 8 棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主

要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、幼稚園・小学校にも近く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松琴平電気鉄道仏生山駅西700メートルに在り、2階建3棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、都市計画の用途地域に近く、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松琴平電気鉄道一宮駅南西400メートルに在り、2階建9棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、電車の駅に近く公共交通の利便性が良く、自社が開発分譲中の住宅団地に接続し、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番及び5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、4番からは、横井委員が説明いたします。

横井委員 特別現地調査委員の横井です。4番からは私が説明いたします。

4番の申請地は、高松大学北東300メートルに在り、2階建10棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、相続により共有取得した農地で管理が難しく処分を検討していたもので、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺には教育施設や大型商業施設が整い、大規模な住宅団地に接し住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、4番申請地の隣接地で、同じく高松大学北東300メートルに在り、2階建8棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺には教育施設や大型商業施設が整い、自社が開発分譲した住宅団地に接し住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立川添小学校南東1キロメートルに在り、2階建9棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスさぬき夢街道に近く交通の利便性が良く、南側一帯は大規模な住宅団地により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

7番の申請地は、高松市三谷出張所北西500メートルに在り、2階建9棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線及び三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、自社が開発分譲中の住宅団地に接し住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が310平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市三谷出張所西800メートルに在り、2階建12棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三谷・香川線及び主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、9番からは、森口委員が説明いたします。

森口委員 特別現地調査委員の森口です。9番からは私が説明いたします。

9番の申請地は、高松市檀紙出張所南東600メートルに在り、土木建築用資材及び道路保安用品のレンタル業を営む転用者が、機材・用品の保管倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道円座・香西線、山崎・御厩線及び高松西インターチェンジに近く交通の利便性が良く商品運送に適し、また、高松市道に2辺が接しているため車両の出し入れが容易なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

10番の申請地は、高松市国分寺支所北400メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、排水については西側隣接農地関係者との間で転用地内に新たな水路を確保することで調整ができており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件であります。

3ページをお開きください。

1番の申請地は、高松琴平電気鉄道仏生山駅南西500メートルに在り、県道高松・香川線沿線の新市民病院計画地の近隣において、ドラッグストアの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市山田支所南1.9キロメートルに在り、しめ縄の製造・販売を行っている転用者が作業車や従業員用車両の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道西植田・高松線に面し交通

の利便性が良く、車両の出入りも容易であり、また、本社にも隣接し事業効率が良くなることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が175平方メートル有ります。

なお、申請地の一部1,472平方メートル部分は、平成28年3月20日までの一時転用許可を得て利用していますが、残り部分も同時に造成したもので、併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市山田支所南西400メートルに在り、葬祭業を営む転用者が、事業拡大のため葬祭会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺エリアにおいて営業店舗が無く、県道西植田・高松線に接し交通の利便性が良く、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、使用貸借の案件であります。

4ページをお開きください。

1番の1、1番の2及び1番の3の申請地は、高松市牟礼支所南2キロメートルの山間部に在り、畜産経営を行う農業生産法人が牛舎・堆肥置場・事務所・洗い場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、法人事務所に近接する農業経営施設で、飼料やオリーブ牛の搬入・搬出が容易であり事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、1番の1は平成16年に、1番の2は20年に、1番の3は18年に建築され利用されておりますが、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が合計で41.24平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権10件、賃借権3件、使用貸借1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。

議案書11ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が30.61平方メートル有ります。

2番は、7区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、3区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、転用者が隣接地で開発している分譲住宅団地の排水について、放流先となる既存水路の線形が悪く大雨の際に氾濫し隣接農地へ流れ込むことが予想されることから、その解消のため水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地被害を防除するための水路用地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、許可を受けている2階建2棟の分譲住宅用地の敷地を拡張整形するとともに、隣接農地への進入がし易くなるよう道路を延長するため、分譲住宅敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路延長を含む敷地

拡張であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が544.3平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知2番及び農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

7番は、個人で二輪・自動車修理販売業を営む転用者が、来客等の駐車場不足を解消するため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が70.91平方メートル有ります。

8番は、市外で建材販売業を営む転用者が、高松市内での受注が増え資材置場を設ける必要に迫られ露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市中心部にあり、県道岩崎・高松線、主要地方道三木・国分寺線に近接しており資材の搬入がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、2階建2棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が157.54平方メートル有ります。

12ページをお開きください。

10番は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は学校・病院・大型量販店が整った地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が149平方メートル有ります。

13番も、祖父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し用途地域から50メートルと近く、周辺は学校・病院・大型量販店が整った地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和38年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13ページをお開きください。

16番は、産業用機械の部品製造業を営む転用者が、事業規模の拡大により資材置場が必要となったため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の春日工場に隣接し、事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、大学・幼稚園を経営する転用者が、学生の通学用及び教職員の駐車場不足を解消するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み学校用地に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、勤務先に近く、周辺は学校・病院・大型量販店が整った地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、個人でクレーン車等大型建設用車両を保有し建設作業を請負っている転用者が、車両の増加に伴い露天車両・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自

宅に近く、周辺に通学路が無く子供の安全と近隣住民の迷惑防止の観点から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、4区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページをお開きください。

23番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請7番に関連しています。

24番は、土木工事業を営む法人の役員を務める転用者が露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人が利用している資材置場に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地転用許可済みの併用宅地介在畑が492平方メートル有ります。

なお、本来は資材置場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

25番は、自宅への進入路入口を拡幅するため、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、2階建4棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川県住宅供給公社が開発した団地に隣接して開発するもので、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、県外で自動車・建設機械等の販売修理業を営む法人が香川県で事業展開を図るため、法人の代表を務める転用者が貸事務所・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く、高速道路のインターチェンジも利用し易く事業展開に好立地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は事務所・倉庫として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

29番は、土木工事業を営む転用者が高松市中心部で移動効率の良い事業展開を図るため、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷線に近く、高速道路のインターチェンジも利用し易く事業展開に好立地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、2階建4棟の分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他社が開発した団地に挟まれた場所を開発するもので、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

33番は、喫茶店の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し県道川東・高松線沿いに在り、近隣は分譲住宅・病院・大型量販店が整い集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

35番は、事業認可を受けずに設置した水路を管轄土地改良区が寄付採納を受けるため、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに施工済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。なお、農業用施設であることから無断転用扱いとはしません。

36番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年8月に隣接宅地に住宅を建築した際に拡張済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が540.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16ページをお開きください。

38番は、高松市東部を拠点に運送業を営む法人が市西部の拠点営業所に新たな駐車場を確保し事業拡大を図るため、法人の役員を務める転用者が露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、営業所に近接し、高速道路のインターチェンジにも近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が475.48平方メートル有ります。

なお、本来は駐車場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

39番は、祖母と母所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し介護や農作業の手伝いができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

40番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が993.7平方メートル有ります。

41番は、社会福祉事業を営む転用者が店舗兼障がい者支援施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知13番に関連しています。

42番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が308平方メートル有ります。

44番は、信徒の増加に伴う駐車場不足解消のため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存駐車場の隣接地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は所有者が一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が590.2平方メートル有ります。

45番は、道路を挟む対面地で電気工事業を営む転用者が事務所、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

(午後3時28分 三笠委員、妻鹿委員、藤原委員入室)

次に、賃借権の案件です。

17ページをお開きください。

2番は、介護保険施設を経営する法人が従業員及び通所者の駐車場不足を解消するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は所有者により平成25年9月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解

消を図るものです。

3番は、先ほど御説明しました農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権31番の分譲住宅の工事期間中、仮設道路用地として平成28年4月1日から31年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し工事現場の隣接地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、土木建築業を営む転用者が資材置場の不足を解消するため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く、既存の資材置場、倉庫敷地に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、フランチャイズ飲食店が資材・器材等の保管用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所から距離はあるものの頻繁に出入れしないため遊休農地を念頭に賃借料が安価な土地を求めたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

次に、使用貸借の案件です。

19ページをお開きください。

1番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が187.6平方メートル有ります。

2番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し互助し易く、周辺は宅地化が進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年7月ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し互助し易く、周辺は宅地化が進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が13.84平方メートル有ります。

6番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し互助し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が150平方メートル有ります。

7番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し互助し易く、周辺は宅地化が進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、個人で建築業を営む転用者が倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年10月ごろに建築済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が361.58平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20ページをお開きください。

9番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し互助し易く、周辺は分譲住宅で宅地化が進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知11番に関連

しています。

10番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し互助し易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し互助し易く、近隣は小・中学校、コミュニティーセンターのほか公共下水道が整備され生活に適した地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し互助し易く、近隣には小・中学校、病院、コミュニティーセンター等が整い生活に適した地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知17番に関連しています。

14番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し互助し易く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、パン工房を出店するため祖父所有の農地を借り受けて分家住宅兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、高齢で耕作が困難な義母所有の農地を借り受けて、発電出力45.9キロワット、パネル1枚の面積約1.28平方メートルを210枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、段差のある耕作しにくい農地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し互助し易く、主要地方道高松・長尾・大内線沿に近接し、近隣は小学校、病院、大型量販店等が整い生活に適した地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権35件、賃借権4件、使用貸借16件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 私から一点質問します。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願の転用者、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請4番の転用者、そして今説明のあった30番の転用者は同一人です。30番の説明中「転用の確実性が認められ」とのことでしたが、事業計画の廃止による取消や事業計画変更申請をする者について、転用の確実性が認められるという根拠というか事情を説明してください。

多田農地係長 取消願の案件については、譲渡人の死亡により計画が頓挫したもので事情やむを得ないと考えられます。また、事業計画変更の案件については、定められた工事期間の延長変更を二度行ったにもかかわらず、立地面など諸条件が重なって長年転用が完結しなかったもので、最終的に転用目的を変更して完結した上で新たに30番の申請をしたということから、その姿勢を評価して確実性を認めたものです。

議 長 分かりました。他に御質問はありませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

かなり長時間経過しましたので、ここで暫時休憩とします。

— 午後3時50分から3時56分まで休憩 —

議 長 お揃いですので再開します。続いて議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

今日は、所有権の案件のみとなっております。

1番は、県外に居住している譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、農地の持分を共有の相手方に譲渡するもので、引き続き野菜を栽培するものです。

3番は、譲渡人が譲受人の別の農地を取得して転用するため、譲受人はその代替地として交換により譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

4番は、後継者の子へ部分贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、高齢の譲渡人が経営を縮小するため親族へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

7番は、県外に居住している譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花卉を栽培するものです。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番と11番は、土地整形のため相互に交換するもので、取得後は双方とも野菜を栽培するものです。11番は、農地法第18条第6項の規定による通知12番に関連しています。

なお、審査基準のうち下限面積要件を満たしていませんが、申請地の面積・形状等から隣接農地と一体でなければ利用困難と認められることから、農地法施行令第6条第3項第3号の規定による不許可の例外に該当するものです。

22ページをお開きください。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、高齢の譲渡人が経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

14番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

なお、譲受人は現在市外に居住しており通作距離に問題がありますが、申請地に隣接する中古住宅の購入契約を締結しており、子の学校の区切りが付き次第住所を移し経営規模の拡大を目指したいとの申立書が添付されていることから、地区部会の承認を得て申請を受理したものです。

15番は、高齢の譲渡人が経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花卉を栽培するものです。

16番も、高齢の譲渡人が経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権16件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第9号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成28年2月22日に申請されたものです。

2番も、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成28年2月22日に申請されたものです。

3番と4番も、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成28年2月9日に申請されたものです。

これら4件は、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

なお、4件とも入札期日が平成28年3月11日までと差し迫っておりましたため、いずれも農地部会長専決により3月2日付けで適格証明書を交付したものです。

以上、議案第9号 競売買受適格証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 競売買受適格証明願は農地部会長専決処分を承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については、農地部会長専決処分を承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

稲井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

1番は昭和47年ごろから、2番は昭和45年ごろから農業用水路として利用しているもの、また、3番は昭和61年4月から農道拡幅を行い農道として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成28年3月7日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定

に基づき、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、いずれも農地法上の問題は無いという報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外申請内容ですが、裏面の総括表を御覧ください。上段に対象地の所在・面積及び除外後の用途が、下段に除外後の用途区分ごとの件数、面積内訳が記載されております。その右端に合計欄がございまして、2月受付分の除外申請の合計は8件、合計面積は3,309平方メートルとなっております。

以上、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については、異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成28年3月7日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められております。

本年1月から2月かけて第1地区から第7地区で開催されました農業相談会において申し出がありました利用権設定に係るもので、3月31日公告予定のものです。

2枚目の裏面を御覧ください。

今回の利用権設定の筆数等を集計表にしたものです。表では件数と表示されていますが、これは筆数です。今回は、合計筆数が1,127筆、合計面積が1,156,617.63平方メートル、件数は439件となっております。

3枚目の表面と裏面はその内訳となっており、表面が利用権設定等促進事業を、裏面は農地中間管理事業を集計したものです。

利用権設定等促進事業につきましては、合計筆数が945筆、合計面積が949,946.63平方メートル、件数は376件となっております。

農地中間管理事業につきましては、合計筆数が182筆、合計面積が206,671平方メートル、件数は63件となっており、今回の農地集積面積の約5分の1を占めております。

次の1ページからは、利用権設定の各筆明細となっております。

1ページの100番から66ページの768番までが利用権設定等促進事業による貸借で、67ページの800番から78ページの862番までが公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借です。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用要件、農作業常時従事要件等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり決定することにいたしました。

次に、議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成28年2月23日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定について、高松市農業経営改善計画認定要綱第5条第4項及び同条第6項の規定に基づく農業委員会の意見が求められております。

内容につきましては、農林水産課担当者から御説明いたします。

農林水産課寺川主査 それでは議案第13号について御説明申しあげます。

農業経営基盤強化促進法に基づきます農業経営改善計画の認定及び変更につきまして、去る2月18日に開催されました高松市地域農業再生協議会担い手部会におきまして審議され承認されましたので、高松市農業経営改善計画認定要綱に基づきまして農業委員会の意見を求めるものです。

資料の2枚目を御覧ください。

農業経営改善計画認定申請者一覧のとおり、再認定17名、新規認定9名、変更1名、また、終期を迎えたものの経営規模の縮小等により再認定を受けなかった方が9名、法人経営での新規認定に伴う個人認定取消が2名となっています。

続いて、各申請者の申請概要を御説明しますが、再認定の方については営農類型の御説明のみとさせていただきます。

1ページを御覧ください。

1 番の申請者は、家族経営協定に基づく申請となっており営農類型は、施設野菜・露地野菜と水稻です。

2 番の申請者の営農類型も、施設野菜、露地野菜と水稻です。

3 番の申請者の営農類型は、施設ブドウ、露地野菜と水稻です。

2 ページをお開きください。

4 番の申請者の営農類型は、水稻、麦類です。

5 番の申請者の営農類型は、ミカンとキウイを中心とした果樹類です。

6 番の申請者の営農類型は、水稻、麦とブロッコリーです。

3 ページをお開きください。

7 番の申請者の営農類型は、水稻、麦と露地野菜です。

8 番の申請者の営農類型は、水稻、麦と露地野菜に加え作業受託です。

9 番の申請者の営農類型は、水稻、麦と作業受託です。

10番の申請者の営農類型も、水稻、麦と作業受託です。

4 ページをお開きください。

11番の申請者の営農類型は、水稻、麦です。

12番の申請者の営農類型は、水稻、イチジクと作業受託です。

13番の申請者の営農類型は、施設野菜、露地野菜です。

5 ページをお開きください。

14番の申請者の営農類型は、施設アスパラガス、露地野菜と柑橘類です。

15番の申請者の営農類型は、水稻、麦、露地野菜に加え農産加工品です。

16番の申請者の営農類型は、キウイ、ビワ、柑橘類等の果樹です。

6 ページをお開きください。

17番の申請者の営農類型は、施設イチゴと水稻です。

続きまして、新規認定の方について御説明いたします。

18番の申請者の営農類型は、水稻、麦、ブロッコリーとその他露地野菜類です。概要は、農業委員会、農地機構を通じて条件の良い農地の集積を図り規模拡大を行うとともに、選別機等大型機械を導入して作業効率と品質の向上を図り所得増を目指すというものです。

19番の申請者の営農類型は、施設園芸のガーベラです。概要は、施設改善及び苗の更新により生産量の増大と所得の向上を図るというものです。また、家族経営協定に基づく後継者の経営参画による先進的な農業経営の確立を図るというものです。

7 ページをお開きください。

20番の申請者の営農類型は、養豚です。概要は、法人の解散に伴う個人経営での新規認定ですが、概要は、個人経営での養豚の適正な飼育規模への転換を図るとともに、分娩率の向上、飼育期間の短縮及び事故率の低減に努め、収益の確保を目指すというものです。

21番の申請者の営農類型は、肉用牛の一貫経営です。概要は、有料繁殖牛の導入による生産量の増大を図るとともに、簡易経営分析等の実施による経営管理の合理化を図るというものです。

22番の申請者の営農類型は、麦、水稻と作業受託です。概要は、麦、水稻の作付規模拡大により農業所得向上を図り、かつ、地域の農地を守っていくというものです。

23番の申請者の営農類型は、麦、野菜と作業受託です。概要は、借地及び作業受託等により経営規模拡大を図り、新規作物として野菜を導入するとともに農地の集約化による収益増大及び高性能機械の導入による作業の効率化を図るというものです。

8ページをお開きください。

24番の申請者の営農類型は、肉用牛です。概要は、オリーブ牛をメインに250頭規模の飼育牛の生産と1,200頭規模の育成牛の生産です。また、雇用の拡大による経営規模拡大を図るとともに、耕畜連携による環境保全型農業の実践と後継者の育成を行うというものです。

25番の申請者の営農類型は、麦、水稻、豆類と作業受託です。概要は、大型機械の活用により作業効率を向上させ更なる経営規模の拡大を図るというものです。

26番の申請者の営農類型は、施設野菜と果樹類です。概要は、計画的に借地を行うとともに正社員の雇用に努め規模拡大を図り、また、税理士と一緒に毎月、売上・経費のチェックを行い状況把握による経営の安定と拡大を目指すということ、さらに、イチゴ農家とグループ化を図り品質向上を行ってブランド化の確立を図るというものです。

9ページを御覧ください。

27番は変更認定申請です。営農類型は肉用牛と水稻です。変更内容は代表者の変更ですので概要説明は省略させていただきます。

以上で農業経営改善計画の認定についての御説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第14号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見決定について御説明申しあげます。

資料4の1ページをお開きください。

平成 28 年 2 月 2 日付けで香南町土地改良区理事長から、農業基盤整備促進事業西庄北部地区に係る非農用地区域の設定に対する意見伺いがありました。

平成 28 年度から 31 年度の間、香南町西庄字中蓮田井及び字櫻本地域の 11.8 ヘクタールで土地改良事業が予定されております。

非農用地土地利用計画の中では、転用計画が 9 件予定されており、詳細は 2 ページから 4 ページまでに記載しております。

また、資料の表紙に転用計画の該当箇所を整理していますので御覧ください。

中段の 4 非農用地区域設定の土地利用計画の表の 1 番・2 番・3 番・5 番・6 番の 1・7 番の 1 については、概ね 50 メートル以内に 5 戸以上連たんする住宅が存する区域内に在り転用許可基準から見て問題は無いと考えられます。

また、4 番・6 番の 2・7 番の 2 の納屋については、農業経営施設であり、これらもまた、転用許可基準から見て問題は無いと考えます。

以上のことから、いずれについても転用に係る第 1 種農地の不許可の例外に該当するため、地区農業委員と協議した結果、事業計画のとおり非農用地区域を設定することに異議ない旨回答したいと考えておりますので、御審議をよろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 14 号に対する意見については、異議のない旨回答することで御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 14 号は異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、報告第 1 農地法第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料 5 の表紙を御覧ください。

期間は、平成 28 年 2 月 9 日から同年 3 月 8 日分です。

まず、許可件数ですが、平成 28 年 1 月以前の農地部会議決分で 4 条は無く、5 条が 12 件、2 月農地部会議決分で 4 条が 13 件、5 条が 35 件、合計で 4 条が 13 件、5 条が 47 件です。

許可保留件数については、1 月以前の農地部会議決分で 4 条が 1 件、5 条が 4 件、28 年 2 月農地部会議決分で 4 条は無く、5 条が 8 件、合計で 4 条が 1 件、5 条が 12 件です。

取下については、4 条も 5 条も有りませんでした。

次に、許可保留案件の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4 条関係の 28 年 1 月農地部会議決分で 6 番が開発許可未了で許可保留になっておりま

す。

3 ページを御覧ください。

5 条関係の平成27年11月農地部会議決分で所有権20番が開発許可未了で許可保留に、また、同年12月農地部会議決分で所有権19番も開発許可未了で許可保留に、また、28年1月農地部会議決分で所有権7番と24番も開発許可未了で許可保留になっております。

4 ページを御覧ください。

同じく5条関係の28年2月農地部会議決分で所有権1番と14番が開発許可未了で許可保留になっております。

5 ページを御覧ください。

同じく所有権22番・25番・26番と賃借権5番が開発許可未了で、所有権27番が道路工事承認未了で、使用貸借1番が文化財保護関係で許可保留になっております。

以上で報告第1の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第1に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、続いて報告第2 平成28年4月以降の農地転用許可申請スケジュール等について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 報告第2 平成28年4月以降の農地転用許可申請スケジュール等について御報告申しあげます。

資料6を御覧ください。

—以下、資料6「平成28年4月以降の農地転用許可申請スケジュール」に沿って説明—

以上で報告第2についての御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第2に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、報告第2を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成27年度第12回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時38分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員